

平成21年度

運営費交付金の算定ルール

運営費交付金 = 人件費 + 一般管理費 + 業務経費 - 自己収入

1. 人件費 = 当年度人件費相当額 + 前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額 = 基準給与総額 ± 新陳代謝所要額 + 退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

対前年度 × 0.99

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額(予定)の当年度分 + 前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額 - 前年度退職者の給与総額のうち平年度化額
- 当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当: 当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費: 当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額(所要額計上経費及び特殊要因を除く) × 一般管理費の効率化係数() × 消費者物価指数() + 当年度の所要額計上経費 ± 特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額(所要額計上経費及び特殊要因を除く) × 業務経費の効率化係数() × 消費者物価指数() × 政策係数() + 当年度の所要額計上経費 ± 特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数(): 毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数(): 毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数(): 毎年度の予算編成過程において決定

政策係数(): 法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費: 公租公課、事務所借料の所要額計上を必要とする経費

特殊要因: 新規・拡充事業費など特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 平成21年度算定的前提条件:

一般管理費の効率化係数(): 対前年度0.95

業務経費の効率化係数(): 対前年度0.96

消費者物価指数(): 1.00

政策係数(): 1.00

人件費(2)前年度給与改定分等: 0

特殊要因: 積み上げ方式